

北海道科学大学・北海道科学大学短期大学部と 小樽市との包括連携に関する協定書

北海道科学大学・北海道科学大学短期大学部（以下「甲」という。）と小樽市（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携のもと、人的・知的資源、施設及び情報などについて、相互交流支援や効果的な活用を進め、緊密な連携を図ることにより、地域社会の発展と人材育成及び学術の振興に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地域づくり・まちづくりに関すること
- (2) 生涯学習、青少年育成、文化及びスポーツ振興に関すること
- (3) 保健福祉に関すること
- (4) 教育、学術に関すること
- (5) 人材の育成に関すること
- (6) その他目的を達成するために、協議により定める事項

（協議）

第3条 甲及び乙は、前条の事項に関し、毎年1回以上、対面による場を設け、協議するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、本協定の有効期間満了日の30日前までに、甲及び乙から更新しない旨の意思表示がなされないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（秘密保持）

第5条 この協定により知り得た情報については、この協定の有効期間中及び終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得たときは、この限りではない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、協議のうえ決定する。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年4月1日

甲 北海道科学大学・北海道科学大学短期大学部

学長

渡辺泰裕



乙 小樽市長

森井秀明

